

令和7年6月

お客様各位

自動車整備におけるOBD検査の実施について

日頃よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、ご承知の方もおられるかと存じますが、令和6年10月1日よりOBD検査（車載式故障診断装置を活用した検査）が本格運用となりました。この検査は、専用のスキャンツールにより車両の状態をチェックするもので、この検査により車両の異常がないことを確認しなければ指定整備工場にて保安基準適合証が交付できないというものです。

今般、弊社の整備工場では当該スキャンツールを導入し、先進安全自動車の保安基準適合証の交付ができるようになりました。

つきましては、該当検査が必要な車両の車検等がございましたら弊社にご用命いただければ幸いに存じます。

なお、該当の車両につきましては下記のとおりです。

記

■ 国産車 令和3年10月1日以降の新型車

■ 輸入車 令和4年10月1日以降の新型車

※OBD検査の要否につきましては、自動車検査証の備考欄に同検査が必要である旨が記載されていますのでご確認ください。

久留米西鉄タクシー株式会社

整備事業部

電話 0942-22-3978